

令和8年度

昭島市家庭用防犯機器

購入費補助事業

昭島市では、市民の皆さんが安全で安心して生活ができるよう、家庭での防犯対策の支援策として、家庭用の防犯カメラや防犯機器を購入・設置する方に、購入費用の補助を行います。

申請対象者

- ・申請日時점에昭島市内に住民登録があり、その住所に居住している世帯（個人）
- ・住居が共同住宅や賃貸住宅の場合は、当該住宅の所有者や管理者等から同意が得られている方
- ・暴力団関係者ではない方

※二世帯住宅に居住されている方は、世帯単位で補助申請することができます。

※補助申請は、1世帯につき1回限りです。



補助額

※割引やポイントを使用して購入した場合は割引後の金額が補助対象額となります

申請者区分	補助額
令和7年度昭島市家庭用防犯カメラ等購入費補助金の交付を受けていない方	補助上限額 3万円 ※3万円以下は実費補助
令和7年度昭島市家庭用防犯カメラ等購入費補助金の交付を受けた方	補助上限額 2万円 ※2万円以下は実費補助

補助対象防犯器機

- ◇屋外に設置した家庭用防犯カメラ ◇カメラ付きインターホン ◇防犯ガラス ◇防犯フィルム ◇面格子
- ◇防犯性の高い鍵・補助錠 ◇サムターンカバー及びロックカバー ◇センサーアラーム ◇センサー付きライト
- ◇防犯砂利 ◇ダミーカメラ ◇その他、侵入盗被害防止に有効と認めるもの

※補助対象となる防犯機器が不明な場合は裏面の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

※家庭用防犯機器を複数台購入し合算しての補助申請は可能です。

- ・専門業者による設置費も補助対象となります。
- ・家庭用防犯カメラの設置場所は、住宅等の敷地内としてください。
- ・家庭用防犯カメラの撮影範囲は住宅等の敷地内とし、近隣住民等のプライバシー保護に留意してください。
- ・やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は管理者等に事前説明を行い、同意を得てください。

※共同住宅における共用部分への設置、店舗や事務所部分（入口が自宅玄関と兼用の場合を除く）への設置は補助対象外です。

※賃貸（リース契約）による設置、運用にかかる通信費や電気料金などは補助対象外です。

※東京都などから補助金や助成金の交付を受けるものは補助対象外です。

申請期間

令和8年6月1日（月）から令和9年2月1日（月）まで

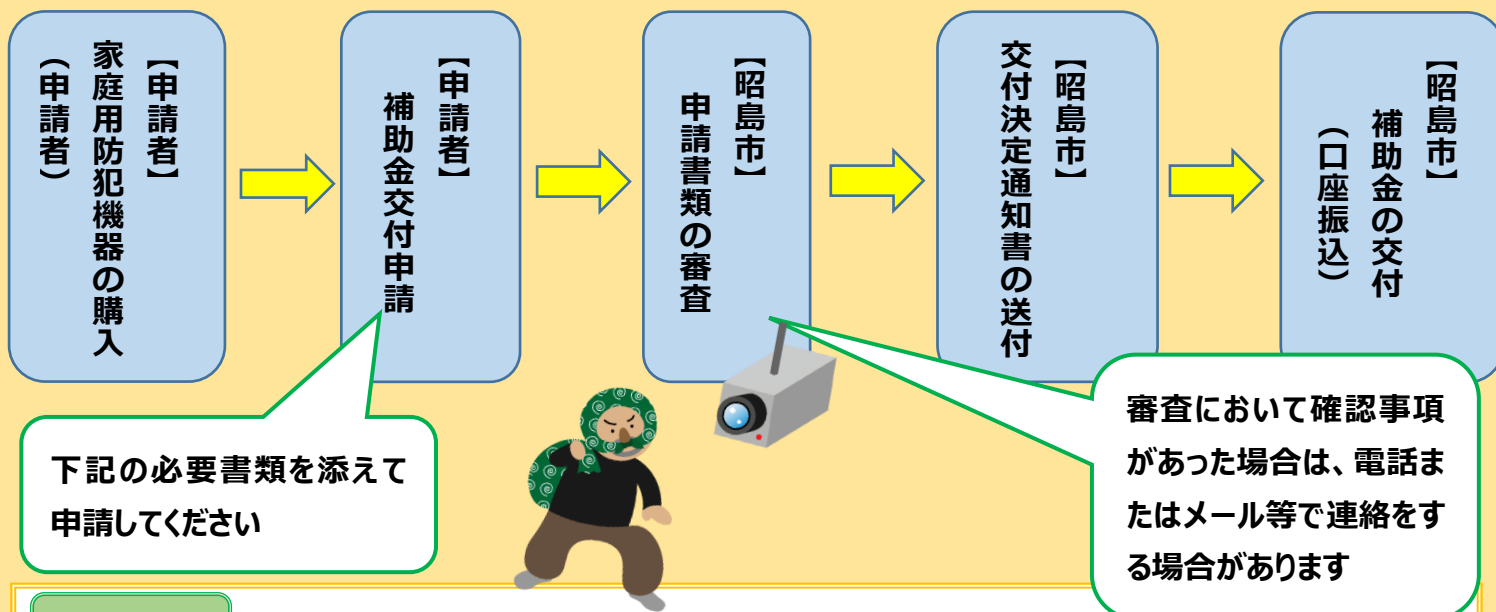
※令和8年4月1日（水）以降に購入した「防犯機器」が補助対象となります。

申請方法

窓口	令和8年6月1日（月）～令和9年2月1日（月）の間に、申請書兼請求書と必要書類を市役所防災安全課地域安全係へ提出してください。 ※月曜日から金曜日 9:00～12:00/13:00～17:00（年末年始・祝日を除く）
郵送	令和8年6月1日（月）～令和9年2月1日（月）（消印有効）に申請書兼請求書と必要書類を『〒196-8511 市役所防災安全課地域安全係』へ郵送してください。 ※住所を記載しなくても配達されます。
電子申請	令和8年6月1日（月）～令和9年2月1日（月）の間に、市のホームページ内の専用フォーム又は右記QRコードから申請してください。 ※必要書類の写真を撮り、必ず添付してください。



申請から交付までの流れ ※概ね2か月から3か月（申請状況により異なります）



申請書類

- ・令和8年度昭島市家庭用防犯機器購入費補助金交付申請書兼請求書
 - ・昭島市内に住所を有していることが確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカード（表面）・健康保険証等）の写し
 - ・購入した際に発行される領収書（購入日、宛名、品名、金額、販売店等の名称・住所が記載されたもの）
- ※ 適格請求書・支払明細書では領収書の代わりになりません。（電子申請も同様）
- ※ 必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
- ・補助金の振込先口座が確認できる書類（通帳・キャッシュカード等）の写し

【問い合わせ先】

昭島市役所 1階 総務部防災安全課 地域安全係 TEL042-544-5111（内線2184・2185）
月曜日～金曜日 9時00分から12時00分/13時00分から17時00分（年末年始・祝日を除く。）